

令和2年3月第4回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和2年3月2日第4回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 1 号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 1 2 号 亶理町交通安全指導員条例及び亶理町防犯実働隊条例を廃止する条例
- 日程第 4 議案第 1 3 号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 1 4 号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 6 議案第 1 5 号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 1 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 8 議案第 1 7 号 亶理町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 1 8 号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 工事請負契約の締結について（令和元年度（仮称）亶理町防災備蓄倉庫建設工事）
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 3）工事）
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 工事請負変更契約の締結について（令和元年度亶理第 5 - 2 号汚水枝線工事）
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更について
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 8 号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)

日程第20 議案第29号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算
(第1号)

日程第21 議案第30号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算
(第5号)

日程第22 議案第31号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算(第6
号)

日程第23 議案第32号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正
予算(第1号)

日程第24 議案第43号 農業委員会委員の任命について

日程第25 報告第3号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第26 報告第4号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

午前10時00分 開議

議長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、感染症の拡大防止のため、出席者はマスクを着用することを許可して
おります。

なお、本日より傍聴席での傍聴を中止いたします。

また、緊急対応が生じた場合、説明員の退席を認めております。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、15番 鈴木高行議員、16番
熊田芳子議員を指名いたします。

日程第2 議案第11号 亙理町監査委員条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第11号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、早速、議案第11号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書、新旧対照表とも1ページをお開き願います。初めに、議案書1ページをごらんください。

亶理町監査委員条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正につきましては、平成29年6月9日に公布された地方自治法等の一部を改正する法律において条文が新設されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、監査の審査日数について、審査に付された日から意見を付して町長に提出する日数を現状のとおり改めたいことから、条例の一部を改正するものでございます。

説明については、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第3条（監査、検査及び審査）第2項の3行目となりますが、現行下線部の「第243条の2第3項」を改正後「第243条の2の2第3項」に改正するものであります。これにつきましては、地方自治法等の一部を改正する法律において条文が新設されたことに伴い、変更を行うものでございます。

次に、第3項においては、現行が当該審査に付された日から、下線部「50日」以内とありますが、町長に決算審査意見書を提出する日程は、例年8月20日前後に提出されており、一般会計、特別会計は7月上旬に審査に付され、また水道事業会計は6月上旬であることなどを鑑み、現状の審査日数に改め、「90日」以内と改正するものであります。

議案書の1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 亶理町監査委員条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号 亶理町交通安全指導員条例及び亶理町防犯実働隊条例を廃止する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第12号 亶理町交通安全指導員条例及び亶理町防犯実働隊条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 続いて、議案第12号 亶理町交通安全指導員条例及び亶理町防犯実働隊条例を廃止する条例について説明いたします。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

次に掲げる条例は、廃止するものであります。

第1号、亶理町交通安全指導員条例。

第2号、亶理町防犯実働隊条例。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されました。これに伴い、交通安全指導員及び防犯実働隊に関する条例を廃止するものであります。

なお、令和2年度からは、交通安全指導員、防犯実働隊とも、職務を私人に委嘱として、今までと変わりなく活動していただくものとなります。

最後に、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第12号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは、お尋ねいたします。

亙理町交通安全指導員条例及び亙理町防犯実働隊条例がこのたび廃止されるというふうなことになるわけですが、指導員と実働隊は交通安全に、亙理町の安全・安心に大変大きく寄与してきたわけですから、このたび、法律の改正から、非常勤から私人に身分が変わると。そして、有償ボランティア的な立場になるというふうなご説明がございました。

そして、これまでは条例に基づき、町長の命令により明確な任務と職責が課せられていたわけですが。私人になることにより今後、この重要な任務について設置規定はどのような根拠になるのか、そして指揮系統と組織形態はどのようになるのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 指揮系統と申しますか、今までは条例で定めていたわけなのですが、この2つについては、要綱を定めまして、もちろん今までの条例と変わらない内容ではありますが、要綱として定めるものでございます。

役職と申しますか、そういったことについても今までと変わりなく、隊長、副隊長なり班長ということで組織をするものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） これまで町長の任用により、目的、職責、使命が定められておりました。改正により非常勤の災害補償の対象から今回外れるというふうなことでございますが、今後、補償は民間の保険を適用し、保険料は補助金とするというふうに説明がありましたが、これは委託業務上で発生した事故及び補償については自己責任というふうな形になるのか。あと、また民間保険の契約の場合は、各個人が保険会社と契約を行うのか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 保険の適用に関しましては、もちろん活動時全てに対しての適用となります。それから、保険料でございますが、両方に補助金として交付する形をとっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後でございます。条例が廃止になることによって、任用から委託業務に変わるわけです。対価が報酬から謝礼金というふうな形になります。指導員については、月額報酬が隊員は5,600円、それから隊長が6,100円というふうな、その幅で決定されております。実働隊は基本年額1日プラス出動に伴い3,000円が支給されているわけです。この報酬金額が謝礼金に置きかわることになりますが、謝礼金額については、支給額は廃止前からどのように変わるのかというふうなことが1点。

そして、業務については、これは委託というふうな説明でございましたので、その委託契約書等については締結をするのか、結ぶのかというふうなことが2点目でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、防犯実働隊については、従前の条例で定めていたものと変更はございません。それから、交通安全指導員につきましては、今までのその階級によりまして月額幾らというふうに決めていたわけなのですが、実際に実情に合わせていまして、交通指導員についても、各階級ごとに月額報酬を定めました。

それから、実際の出動において、定例の例えば毎月1のつく日に交通指導をしていただいているわけなのですが、そういった場合の金額が幾らということと、1日かかるようなイベントに出動する場合には幾らというふうに決めまして、それからあと会議に対しての場合には幾らというふうに細かくその辺の実態に合わせた金額を定めたものでございます。

それから、委託契約ですか、改めてその雇用についての委託契約という形は結びません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 亙理町交通安全指導員条例及び亙理町防犯実働隊条例を廃

止する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 亶理町交通安全指導員条例及び亶理町防犯実働隊条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第13号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案書のほうは3ページ、新旧対照表は2ページとなります。

議案第13号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例。

亶理町印鑑条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、成年後見人制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されている成年被後見人等に係る欠格事項を一律に排除し、心身の故障等の状況の個別的、実質的な審査により、必要な能力の有無を判断する規定の整備等を行う成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所定の要件を満たした場合、成年後見人が印鑑の登録を受けることができるよう、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

説明については、新旧対照表2ページのほうをごらんください。

第2条第2項は、印鑑登録を受けることができない者の規定になりますが、第2号において、成年被後見人から印鑑登録申請を受けた場合、後見人の方が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、意思能力を有するものとして印鑑登録を受けられるよう、下線部分のとおり「成年被後見人」を「意思能

力を有しない者（第1号に掲げる者を除く。）」に文言を改めるものです。

第3条第3項は、登録する印鑑に関する規定になりますが、国の事務処理要領に合わせ、下線部分のとおり文言を整理するものです。

また、3ページ、第5条第5項、こちらについては印鑑登録原票への登録事項に関する規定になりますが、第4号及び第8号において、下線部分のとおり、こちらも国の事務処理要領に合わせ、それぞれ文言を整理するものです。

議案書の3ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいまご説明ありましたとおり、意思能力を有しない者ということなのですが、こちらの方は後見人が同行すれば登録可能ということになったということで説明を受けました。この後見人の方というのが、通常の日常生活以外の契約については、被後見人の方が契約行為に対して取り消し権を有しているというふうになっているわけですが、この印鑑証明を登録できたことに伴って、印鑑登録証明を持ってきて実印を押した契約、これについても後見人の方の取り消し権が民法の規定によって優先するものと考えてはいるのですが、契約のこのトラブルというのが出てこようかと思うのですが、その辺の予防策というのは何か考えられているのかどうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） ただいまの議員の質問のように、心配される事項がありますので、そうしたことにならないように証明書を発行する際も、登録申請などと同じように、後見人の方が同行し、かつ成年被後見人ご本人から申請があった場合、証明書を交付するというようにしております。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 亶理町印鑑条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する
条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

議案書は4ページ、新旧対照表につきましても4ページをお開き願います。

議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例。

今回の条例につきましては、昨年9月の定例会でも可決いただきました亶理町課設置条例の一部改正、機構改革に伴うものでございますが、その関係に伴いまして、亶理町総合発展計画審議会条例、亶理町入札監視委員会条例、亶理町議会委員会条例の3つの条例における所管事項について改正を行うものです。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表をごらん願います。

第1条関係、亶理町総合発展計画審議会条例、第7条（庶務）中、「企画財政課」を「企画課」に改めるものです。

続いて、第2条関係ですが、新旧対照表の5ページをごらん願います。

亶理町入札監視委員会条例、第10条（庶務）中、「企画財政課」を「財政課」に改めるものです。

続いて、6ページをお開き願います。

第3条関係です。亶理町議会委員会条例、第2条（常任委員会の名称、委員定数

及びその所管)の別表中、総務常任委員会の項におきましては、「企画財政課」を「企画課、財政課」に改め、教育福祉常任委員会の項においては、福祉課の次に「長寿介護課」を追加するものです。

議案書4ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例につきましては令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長(佐藤 實君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号 行政組織の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例

議長(佐藤 實君) 日程第6、議案第15号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長(大堀俊之君) 議案第15号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の5ページ、新旧対照表については8ページをお開き願います。

議案第15号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例。

今回の条例の一部改正につきましては、旧役場東分庁舎の一部を町民の皆様に集

会所としてご利用いただくため、所在地、使用料等を定める必要があることから、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の8ページをごらん願います。

第2条（設置）の第2項中、集会所の位置を「亙理町字五日町24番地1」から「亙理町字下小路16番地2」に改めるものです。

次に、第5条（使用料）の別表になりますが、8ページの一番下から9ページにかけてになりますが、「集会所使用料金表」を「集会所各室使用料金表」に改めるとともに、使用時間を区分に、「午前8時から正午まで」、「正午から午後5時まで」、「午後5時から午後9時まで」、そして「全日」としていた区分を、利用者の利便性を考慮し、「使用料（1時間当たり）（午前8時から午後9時）」に改め、集会室が二部屋あることから、それぞれ「東集会室」、「西集会室」とした上で、1時間当たりの使用料を300円と改めるものでございます。

最後に、備考の1といたしまして、「使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる」の文言を追加し、現行の1から3を2から4に繰り下げるものです。

議案書の6ページにお戻り願います。

附則として、この条例につきましては令和2年4月1日から施行するものです。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちらの旧保健センターなのですが、新町、五日町、桜小路中、新町北、新町中と、大体この5地区のほうが今まで使用していたと思われまして。以前の保健センターに比べてかなり狭いような気がするのですが、今までのその利用に合わせて、十分な広さが確保できているのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 部屋の大きさが以前のおり確保できているのかという質問かと思いますが、ご存じのとおり、現在の新しく予定しております集会所につきましては、旧水道事業所の庁舎の1階を使うという予定になってございます。その構造上、どうしても二部屋ということで分かれておりまして、以前の集会室に比べれば、確かに狭いということはあるかもしれませんが、それでも町民の方に利

用していただくという考え方で集会所を用意したものでございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） それでは、この集会所の備品といいますか、その鍵の管理の部分は、
どういった形で管理するような予定になっているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 部屋の鍵の管理になりますが、今二部屋あるそれぞれの部屋
に鍵をつけまして、なおかつその鍵につきましては、4月に新設されます亶理地区
交流センター、こちらは役場のほうでの管理になりますと、なかなか申請なりそう
いったものが大変になりますので、駅の西地区のほうに交流センターができますか
ら、そちらのほうにそちらの鍵の管理等をお願いするという考えで今のところ進ん
でおります。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 亶理町集会所条例の一部を改正する条例の件を採決いたし
ます。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 亶理町集会所条例の一
部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

議案書が7ページ、新旧対照表が10ページになります。お開きをお願いいたします。

今回の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が創設されるとともに、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化され整理がされたことに伴い、本町の関係する条例について、一括して改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条関係、亘理町職員定数条例の一部改正でございますが、第4条（定数外）において、第2号、下線部現行「臨時に雇用される職員」を、改正後においては「臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改正するもので、今回の改正の趣旨に合わせて文言の整理を行ったものでございます。

従来の臨時職員と同じような臨時職員で、臨時の職に関する場合においては、定数外とするものでございます。この職に当たるものとしては、会計年度任用職員とは別に、短期間で廃止が予定される職員を想定し、育休の代替等として雇用する職員などが該当すると思われま。なお、会計年度任用職員についても定数外の扱いとなります。

続いて、次に下の11ページに移りまして、第2条関係、亘理町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条（報告事項）、文言としては、現在の内容にフルタイムの会計年度任用職員「第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加えるものであります。毎年実施している人事行政の運営の状況の公表に関し、フルタイムの会計年度任用職員についても加えるものとなっており、例年12月の広報わたりで、町職員の定員、給与のあらましとして掲載している内容となります。

続いて、次のページ、めくっていただきまして、12ページに移りまして、第3条関係、亘理町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございま

す。

第3条（休職の効果）において、第4項、「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中『3年を超えない範囲内』とあるのは、『法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内』とする。」を加えるものですが、職員の分限については、会計年度任用職員であっても対象となるもので、その期間については、正職員では3年を超えない範囲内としているところを、会計年度任用職員にあつては任期の範囲内と定めるものでございます。

続いて、下の13ページに移りまして、第4条関係、亘理町職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正ですが、第3条（減給の効果）において、「1日以上6月以下給料」の次に、下線部の額ですが、「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、亘理町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を追加するもので、会計年度任用職員のうちパートタイム職員は、給料ではなく報酬を支給されることから、それに対応する文言を、追加を行うものでございます。

続いて、次のページを開いていただきまして、14ページに移りまして、第5条関係、亘理町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正ですが、第2条（職員の服務の宣誓）、第2項を追加するもので、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。」会計年度任用職員においても、服務の宣誓は必要となりますが、その方法については正職員の扱いと別の方法をとることができることを定めるものでございます。

具体的には、正職員は任命権者の面前で服務の宣誓を行いますが、会計年度任用職員においては、パートタイムの職員等もありますので、宣誓書を提出することでこれにかわることを可とするものでございます。

続いて、下の15ページに移りまして、第6条関係、亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正ですが、第19条において、見出しの下線部です、現行「非常勤職員」を「会計年度任用職員」の勤務時間、休暇等に変更し、本文においては、現行「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）」とあるのを「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に変更

するもので、会計年度任用職員制度の創設に伴う文言の整理を行うものでございます。

続いて、次の16ページから17ページまでになりますが、第7条関係、亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですが、第7条第2項において、現行の職員の後「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。」を追加するものです。

第8条（育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整）においても、育児休業をした職員などの「会計年度任用職員を除く。次項において同じ。」を追加するものでございます。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給において、この7条関係についても、会計年度任用職員制度の創設に伴う文言の整理を行うもので、第7条第2項については、育児休業をしている職員には勤勉手当を支給しないものとなります。第8条については、育児休業をした職員の職務復帰の際、号俸の調整は行わない旨の文言の追加となります。

続いて、次の18ページを開いていただきたいと思います。18ページに移りまして、第8条関係、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正ですが、第2条（職員の派遣）第2項第5号においては、現行、地方公務員法の後、「第22条第1項に規定する条件付採用」とあるのを「第22条に規定する条件付採用」に変更するものですが、こちらにおいても、地方公務員法の改正に伴う条ずれと文言の改正の内容となります。

続いて、下の19ページに移りまして、第9条関係、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、第5条（補償基礎額）、改正後の第1項第4号として、「給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額に準じて計算した額（その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が町長と協議して別に定める額）」を追加するものと、第5号においては、現行の「報酬のない職員 前号」とあるのを「報酬及び給料のない職員 前2号」に変更するものでございます。

こちらも会計年度任用職員制度の創設に伴う文言の追加の内容となります。具体的には、フルタイムの会計年度任用職員には、報酬ではなく給料を支払うこととなるため、給料を支給される職員の規定を追加するものでございます。

続いて、次の20ページから21ページに移ります。第10条関係、亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ですが、第5条（費用弁償）第4項において、現行下線部「、監査委員及び行政区長」とあるのを「及び監査委員」に変更するものと、現行「第5号、行政区長の会議等」を削除し、表において「公民館長」「健診業務嘱託医」を残すものとなりますが、これについては、法改正に伴い、非常勤の特別職の職が厳格化されたことに伴い、それぞれの職を削除するなどの文言の整理を行うものでございます。具体的には、行政区長、行政副区長、農政推進員及び環境美化推進員に関する文言を削除するものでございます。

続いて、次の22ページから23ページに移りまして、第11条関係となります。亘理町職員の給与に関する条例の一部改正ですが、第20条（会計年度任用職員の給与）において、現行、第20条、臨時又は非常勤職員の給与、以下条文を、改正後は、第20条、会計年度任用職員の給与として、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との均衡、その職務の特殊性を考慮して、別に条例で定める。」に改正するものでございます。

こちらも会計年度任用職員制度の創設により、文言の整理を行ったものですが、臨時または非常勤の職員について規定していたものを、会計年度任用職員に改め、給与については別に条例で定めるものでございます。なお、別に条例で定めることについては、12月議会で提案し可決をいただいております。

その下、第23条の2、会計年度任用単純労務職の給与の種類及び基準においては、長文となることもあり、この場では読み上げを省略いたしますが、会計年度任用単純労務職員についての規定を追加した内容となりますので、あと確認をお願いしたいと思います。

次に、24ページに移りまして、第12条、亘理町職員等の旅費に関する条例の一部改正ですが、第2条（用語の意義）において、第1項第1号、現行「一般職員に属する職員」の後に「（非常勤職員（同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）」を追加するものですが、こちらについても同様に、会計年度任用職員制度の創設に伴う文言の追加となります。内容は、パートタイム会計年度職員は、旅費

ではなく費用弁償を支給するため、この条例の対象外となるものであります。

下の25ページに移ります。第13条関係となります。亶理町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正ですが、現行「第17条（非常勤職員の給与）、企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給する。」とあるのを、改正においては、「第17条（会計年度任用企業職員の給与）、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。」以下、第1号、第2号、第2項については、これも読み上げは省略させていただきますが、こちらも同様に会計年度任用職員制度の創設に伴う文言の改正及び文言の追加でございます。

なお、企業職員として会計年度任用職員を雇用する場合の期限の追加であります。が、一般職との違いはございません。

議案書12ページに戻っていただきます。

附則として、第1項（施行期日）、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項（議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）については、第9条の規定による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等は、従前の例によるものとする内容となります。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 臨時職員の関係といたしますか、いわゆる会計年度任用職員という、現在ある臨時職員については、そちらに移行するという事なのではけれども、ただ、臨時職員として残る部分もあるということで先ほどお話をされましたけれども、もともとこの会計年度任用職員になったというのは、官製ワーキングプアといえますか、そういった問題があって、暫定雇用だというようなところがあって、このような形になったわけですね。

それからすると、今、今後残るであろう臨時職員の部分、これについては相当少なくしないといけなくて、会計年度任用職員にしなければならないというふうに考えるわけです。その際に、先ほどお話があったのは、妊婦さんといえますか、それ

の代替というふうな形が1つあると思うのですが、それ以外に考えていることがあるのかどうか、お聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 現時点といたしますか、来年度予算に上げさせていただいているのは、全て今の臨時職員の方は会計年度任用職員として採用する予定です。先ほどの例があったのですが、本当に短期間で、1カ月ぐらいの業務だけで終了できるものが出てきた場合には、臨時職員として雇用すると思いますが、現時点においては、来年度においては全て会計年度任用職員として雇用する予定となっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） それは了解いたしました。

それから、もう一つ、先ほど言いましたように、不安定雇用というようなところから会計年度任用職員が始まったのですが、ただ、会計年度任用職員になったとしても、これは1年間なんですよ。1年ごとに更新というような形になるのです。ここの不安定雇用というのは残るのですけれども、こういう制度になったということから考えるとやむを得ないところはあるのですが、ただ、考え方としては、1年でその方をすぐ切ってしまうということではなくて、やはりその方の雇用を守るという観点も含めて、その方をさらに次の年も使うという、そういう努力はすべきだと思うのですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、会計年度任用職員のことについても、人事評価の対象となりますので、もちろん人事評価をした上で雇用する形になりますが、よほどのことがない限りは翌年もお願いするようなことが出てくると思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14 番（佐藤正司君） 今の会計年度任用職員、パートタイム、フルタイム、さらには臨時職員採用と、ただいま質問もありましたように、その緊急的な育休、産休等での採用というふうになろうと思いますけれども、それぞれパートタイム、フルタイム、臨時職員、公務員法の適用があるのかどうか、さらには採用方法、それに任期、分限、懲戒処分、それと手当、あと社会保障、社会保険、人事評価、それぞれの対応

について、簡単にあるかないか、その辺あたりどうなっているのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 会計年度任用職員については、もちろん地方公務員の適用となりますが、あと全てとといいますか、分限とか、そういったことにももちろん対応といたしますか、対象となるものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 分限については、臨時職員については適用ないわけですが、パート、フルタイム、それは該当ありと。懲戒処分については臨時職員まで懲戒処分の対象になってくるということでございます。それと、手当ですが、パートタイムとフルタイム、期間の部分があるのですけれども、何か月というふうなことがあると思うのですけれども、その辺の期末手当、両方とも支給されるのかどうか。そのところを再度お願いいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 手当の関係でございますが、最初1年目では、手当の支給はないのですが、次年度に継続してする場合には、そういった手当の対象にはなりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 7ページの第3条、そこに会計年度任用職員に対する規定、3年を超えない範囲というものについて、任命権者で任期の範囲内というふうなことにするというところでございますが、どのくらい、今3年というふうに定めているのを、任命権者によってどのくらいまで任用の範囲内を定めることができるのか、そのところをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 3年、確かにそうなのですが、その状況といいますか、やはり出てくると思うのですが、あと資格のある方として、会計年度任用職員として採用する場合については、やはりその資格というのは大変必要なものですから、そういったことも考慮すると。確実に何年というのは、ちょっと今のところはその状況によると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は13ページ、新旧対照表は26ページとなりますので、お開き願います。

議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例。

今回の改正につきましては、開館当初から配備していた舟艇機材のほとんどが震災で消失し、同じ舟艇を準備しようにも製造中止等により配備できないことにより、配備中の舟艇の中には、県内の市町村から5年間の無償借り受けしている舟艇

もでございます。舟艇機材につきましては、B & G財団からの寄贈等で新しいものになり、新たな舟艇機材としてSUPや2人乗り用のカヌーを追加配備したことなどにより、舟艇料金表に記載の舟艇機材と現在所有している舟艇機材に相違が生じているため、現状に合わせた舟艇使用料金表の改定を行うものでございます。

また、使用料金につきましては、県内のB & G海洋センターに合わせた料金の改定及び民間の料金形態等を参考に、新たに料金を設定をしているものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきます。26ページ、27ページをごらんいただきたいと思っております。

別表第8条関係の3、舟艇使用料金表について、区分の欄は、現在所有している舟艇機材に改めまして、使用料1時間当たりについては県内のB & G海洋センターに合わせ、B & G会員の設定欄を削りまして、高校生以下、それ以外の者について、新しい料金形態に改めるものでございます。

また、備考部分について、交流人口等の拡大を図るため、備考2にあります町外居住者の使用に関する文言を削り、町外・町内の区分をなくす改正となります。

備考2を削るため、備考3につきましては、備考2に関する文言を削り、また10円未満の端数に関する規定を削る改正となります。備考4につきましては、文言を整理し、備考3、備考4について、備考2を削る改正に伴い、1つずつ繰り上げるものとなります。

議案書に戻っていただきまして、14ページをごらんいただきたいと思っております。

施行については、令和2年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 何点かあるのですが、まずはこの料金設定について。まず、県内のB & Gのことを参考になされたということだったのですけれども、参考になされたというのはいいのですけれども、議論の中で、小学生を区分して少し料金を下げたらどうかという議論があったのか、なかったのか。また、あったのであれば、なぜそうしなかったのかというのが1つ。

あと、ちょっと私、わからなかったのは、このB & G会員というものがあって、

これがなぜ削除になったのかという、この2点をまず料金関係でお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 1点目の小学生に関する議論は出ておりませんでした。

それと、B & Gの会員なのでございますけれども、こちらについては、当初の一番最初の条例制定時は、体育館とそこにもB & G会員制度の文言の記載があったのですが、体育館条例等の改正に伴いまして、体育館等はB & Gの会員部分は削ってあると。艇庫部分についてだけ、この会員制度というのが今まで、今回初めての改正でございますので、残っていた関係から、県内のB & Gのを調べたときに、もうどこのB & G、県内のB & Gの海洋センター部分については、この会員制度がなくなっているということで、それに合わせたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） このB & G海洋センター、私の地元のところにありまして、かなり利用者がふえているというのは実感しているところであります。そこで、交流人口の増加というキーワードが出てきたのですけれども、まずもってこの利用者の方、統計をとっているかどうかわからないのですけれども、町内と町外でどちらのほうが、割合でいいです、人数じゃなくて、割合としてどういうふうな形で多いのかというのが1つ。

そして、またこの交流人口となってくると、どうしても来てもらうだけではなくて、消費していかなければならないということなのですが、このB & Gに来ていただいた方、またはこのB & Gを起点とした交流人口、そして消費活動につなげていく考えというのはどのようにお持ちなのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まず、初めに町内・町外の人口、利用者の数なのですが、1月末時点におきましては、来館者数、まず来館者数については、町内・町外の数値は把握できておりませんが、合計でいきますと2,488名の来館がございます。そのうち舟艇の利用者、これが676名ということで、内訳につきましては、町内が232名と、町外が444名となっておりますので、比率的には1対2の感じになるかと思っておりますので、圧倒的に町外の方が多いというようなことが言えるという状況でございます。

あと、もう一つが、動線みたいな話でよろしかったですか。今回委託されていま

す海族さんのほうで、地元の民宿の方とちょっとコラボをしている形で、民宿に泊まって、泊まる形で、それでB&Gでマリンスポーツをやっていただくと。そして、食事については、にぎわい回廊さんのほうで食事と。最後に、ふれあい市場さんのほうで買い物してというような、いわゆる一種の観光プランみたいなので、町外のスポーツ少年団の誘致をしたというような実績をつくっているということでの報告がございます。

あと、町外の方々につきましては、観光パンフレット、そういうもので荒浜地区内の施設等の、積極的に案内してくれというようなことでお願いしているというようなことでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 最後に、3点お伺いいたします。

まず、これは町内と町外の料金が通常ベースで同じになったということを踏まえまして、体験教室のとき、地元の小学校とかが体験教室に来るときは無料だと思うのですが、町外のそういった学校の方が体験教室に来た場合というのは、どのように考えているのかというのが1つ。

あと、もう一つが、これからどんどん人がふえてくるに伴って、こちらのほうで安全管理というのをどのようにしていくのかというのが2つ目。

3つ目が、この料金改定に伴って、委託料の改定というところまで考えているのかどうか。

この3点をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 減免規定というのが施行規則のほうで設けられてございまして、基本的に学校行事、そういうのを町外の学校でも、そういう学校行事とか、そういう感じで来る場合については、その都度ちょっと判断になりますけれども、申請団体の理由・状況を把握した上で、その都度判断していきたいなというふうに考えてございます。

それと、安全管理面でございますけれども、議員もご存じかとは思いますが、震災によって湾のほうに砂等蓄積されまして、震災前からかなり浅くなっているというような状況でございますので、まず1つは潮見表で、干潮時については極力その時間帯は避けるような指導をしております。

あと、もう一つが、大人数で来たときに、職員のほうの人数が少ないと、なかなか手が回らないというような状況でございますので、今のところその予約状況に応じて、海族さんのほうでは臨時的に職員を、手伝いの方をお願いして、今、回しているというような状況でございます。

最後、料金を上げたことによって委託料というようなことでの質問でございますけれども、それについて、料金を上げたことによる委託料の増加ということには反映はさせてございません。以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 料金表、1艇1時間につきということで、高校生以下、左記以外の者、こう分けている。例えば18歳未満、17歳で高校に行っていない、あるいは中退されている人は、高校生以下に入るのか、左記以外の者になるのか、この辺伺います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 一応高校生以下のほうに分類させていただきたいというふう
に思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3番（高野 進君） 今後の問題点として、年齢でやったほうが一番わかりやすいのかなと。18歳未満とか、18歳以上とか。参考にしてください。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 亶理町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第18号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第18号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書が15ページ、新旧対照表が28ページとなります。お開きをお願いいたします。初めに、議案書15ページをごらんください。

亶理町交通安全条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正については、交通安全一層の向上と交通事故を防止することを目的として、近年の交通安全施策の動向を反映させるため、条例の一部を改正するものであります。

また、宮城県による暴走族根絶モデル市町村の指定が終了したことに伴い、亶理町暴走族根絶運動推進条例を廃止するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の28ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、第4条です。（交通安全教育の推進）、現行において、「町は、幼児、児童」とありますが、「児童」の次に「生徒」を加え、続いて「高齢者等」の次に、高齢者等「を含む、あらゆる世代」を追加するものですが、全ての町民に対して交通安全教育の推進を図ることを明記するものでございます。

次に、第8条から第16条までを追加するものとなりますが、昨今の交通安全情勢、そこを盛り込み、より多角的な観点から本町における交通安全を推進するため、追加するものとなります。

まず、第8条（暴走族根絶の推進）ですが、第1項においては、今回、亶理町暴走族根絶運動推進条例を廃止することになりますが、全ての暴走行為や暴走族がなくなったものではないので、根絶を図るため、関係機関の連携により広報啓発活動を推進する内容を追加しております。また、第2項においては、暴走行為の発生等

が懸念される場合には、関係機関が連携して暴走族根絶の対策をとることを追加するものでございます。

次の、下に移りまして、28ページから29ページまでの上段となりますが、第9条（飲酒運転の根絶）においては、第1項は、広報及び啓発活動に努める内容を、第2項は、家庭や職場において飲酒運転の根絶のための活動を、第3項は、酒を提供する飲食店での飲酒運転防止への努力を促す等の内容を追加するものでございます。

次の第10条（シートベルト等の着用の徹底）においては、全席シートベルトの着用、チャイルドシートの装着、バイク等の正しいヘルメットの着用の啓発活動の推進に努める内容を追加するものであります。

次の第11条（携帯電話等の使用禁止）においては、運転中の携帯電話の操作等について、根絶のための啓発活動を関係団体と連携し、推進に努める内容を追加しております。

次に、29ページから30ページまでとなりますが、第12条（危険かつ悪質な運転の根絶）においては、社会問題となっております、あおり運転を初めとする危険運転について、根絶のための啓発活動に努める内容を追加しております。

30ページの次になりますが、第13条（高齢者の交通事故防止）においては、第1項では、高齢者の交通事故防止のための施策の実施を、第2項では、高齢者が安全に道路を通行できることの配慮について、第3項では、高齢者の身体並びに認知機能低下を踏まえた交通安全の確保について、それぞれ追加しております。

次に、第14条（自転車の安全利用促進）においては、第1項では、町は関係機関と連携し、自転車の安全利用の教育及び啓発活動の支援や、ヘルメット着用の推進、点検・整備、傷害保険等の普及の啓発活動の努力を、第2項では、未成年者や高齢者の自転車利用の安全利用について理解を深めるための内容を、それぞれ追加しております。

次に、30ページから31ページになりますが、第15条（安全な歩行空間の確保）においては、第1項においては、町は町民及び関係団体と連携して、歩行者の安全確保に対し啓発する内容を、第2項においては、運転者は関係法令を遵守し、特に高齢者及び未成年者等の歩行者に対し安全確保に努める内容を、第3項においては、歩行者は横断歩道等を歩行するなど、安全な歩行について心がけることや、夜間の

反射材等の着用を図り、みずから安全確保を図るための内容をそれぞれ追加しております。

新旧対照表、最後になりますが、第16条（交通安全の確保に関する製品の利用促進）においては、ドライブレコーダーの設置などの利用促進を図ることの内容を追加したものでございます。

議案書のほう、18ページにお戻りいただきます。

附則として、第1項、施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続いて、第2項は、最初に説明したとおり、亶理町暴走族根絶運動推進条例は廃止とするものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） まず、亶理町暴走族根絶運動推進条例と、これを廃止ということになっております。ここに町の責務、事業者等の責務、それから重点地域の指定、また重点地域における措置、こういったものは全部なくなって、それでまた新たにここに暴走族根絶の推進という形でできたようですけども、今現在、この亶理町には暴走族というのはもうほとんどいなくなったというような考えもあるのかどうか、それもお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 亶理町では、もう暴走行為というか、そういった暴走族は見受けられなくなったということはありますが、まだ県内においては若干あるというふうなことを、警察のほうからは伺っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 亶理町で作成している、この第10次亶理町交通安全計画というのがございます。その中の4節の道路交通秩序の維持の中のこの7のところ、暴走族対策の強化と、このようにございますけれども、この中に亶理町暴走族根絶運動推進条例、これは運用、ここを運用するというふうに記載はございますけれども、これは今後、どのようにされるのか、ここのところをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） この第10次の亙理町交通安全計画でございますが、平成28年度から平成32年度、来年度までというふうになっております。それで、この内容、項目については、また来年度で見直しを行いまして、そのための会議等を開いていく予定となっており、暴走族の根絶についても、まずはその内容は入れるという形になると思います。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 条例を廃止するというところでございますから、やはりこの交通安全計画のこのところも、やはり整合性をとって図るべきだと私はこのように思うわけですけれども、早目に。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） この交通安全計画は、何年から何年までと決まっておりますけれども、やはりそういったことも踏まえて実施していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） お聞きをしますけれども、交通安全といいますか、自転車の部分でこちら辺に書いてあるのですが、技術の習得というようなことを言っている、この中で言っているのですけれども、具体的に何かその計画してやるとかなんとかというものは、具体的にもあるのかどうかお聞きしたい。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 具体的には、そういったものは、状況はないのですけれども、やはり保険の加入と自転車の安全運転の関係については、中学生を中心にやはり結構事故があるようでございますので、そういったことについては今後も積極的に実施していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、町長はレンタサイクルをやろうというふうなことで進めてきていると思うのですが、それも含めて、安全対策というものをどう考えているのかをお聞きをしたい。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 来年度になると思いますが、レンタサイクルのほうを実施したいと思っております。やはりレンタサイクルにおきましても、安全というものは大変重要なことでございますので、貸し出す前にその辺の徹底を教えると、貸す人に教授すると

か、そういう対策をとってまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 亶理町交通安全条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第19号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第19号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第19号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書19ページ、新旧対照表では32ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、平成29年6月9日に公布された地方自治法の一部を改正する法律におきまして条文が新設されたことに伴い、条項ずれが生じるため、条例の一部を改正するものであります。

まず、新旧対照表でご説明いたしますので、32ページをごらんください。

第5条（議会の同意を要する賠償責任の免除）、条文中、現行「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改めるものです。

議案書19ページに戻っていただきます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 亶理町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第20号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第20号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第20号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は20ページ、新旧対照表は33ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、平成5年に改正いたしまして、その後の収入において一定の成果をもたらした水道加入金について、定住促進と企業誘致促進の観点から減額するとともに、これまで町条例等に準じて運用していた上下水道台帳の印刷料金等に関し、条文を設け明確化を図るため、条例の一部を改正するものでござい

ます。

まずは、新旧対照表でご説明いたしますので、33ページをごらんください。

29条（加入金）、第1項の表を次のように改めるものです。13ミリメートル、現行「8万円」を「5万円」に、20ミリメートル、現行「23万円」を「10万円」に、25ミリメートル、現行「38万円」を「22万円」に、30ミリメートル、現行「54万円」を「33万円」に、40ミリメートル、現行「106万円」を「60万円」に、50ミリメートル、現行「180万円」を「100万円」に、75ミリメートル、現行「480万円」を「250万円」に、「100ミリメートル」を「100ミリメートル以上」に改めるものです。

第29条に次の1項、「既に納入した加入金は、還付しない。ただし、町長が正当な理由があると認めたときは、この限りではない。」を加え、第4項とするものがございます。

続きまして、34ページ、第31条（手数料）、第1項に次の1号、「上下水道台帳図の印刷をするとき、1件につき、カラー印刷300円、モノクロ印刷100円」を加え、第9号とするものです。

次に、31条の次に次の1条、「督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。」を加え、「第32条の2（督促手数料）」とするものです。

附則中、第2項の前の見出し及び同項を削り、第3項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項を第2項とするものです。

議案書21ページに戻っていただきます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 今回の給水管の顧客分に応じた加入金の改正というふうなことでございますが、平成5年の第4次拡張事業の事業拡大に伴い、その財政手当をするための加入金額というふうなことで改正されているわけなのです。今回の町長の施政方針の中には、近隣市町と比較して高額だったと。そして、また企業を誘致するための1つの大きな呼び水にしたいというふうな説明が述べられております。

そこで、お聞きいたしますが、今回、拡張事業から25年ほど経過しているわけですが、その企業誘致というような説明理由は理解できるのですが、25年後、今現在の事業進捗とあわせて、財源手当として今現状どうなっているのかというふうなことが、やはり一番大きな理由になろうかと思えます。この点についてご説明お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの佐藤議員のご質問でございますが、まず一番大きいのは、企業誘致もありましたが、やはり個人宅が今、20ミリを主流に使われているということでございます。これはある不動産会社の方からも、地元ではない不動産会社の方、その建て売りをしている方は全然、お客さんのほうはこれに関しては全然気がついていないようでございますが、土地を求めて注文住宅等をされる方が、特に亘理が、ほかの周りの市町村に比べまして倍以上の値段をしているという話がありました。それで、残念ながら亘理の土地をちょっとしたほかのこともあったかもしれませんが、これも大きな理由で亘理じゃないところに土地を求めたという方もいらっしゃるようでございます。

そういうことも含めますと、今後の企業誘致も含めて、余りにも近隣市町村とかけ離れている倍以上の数字になっていると。であれば、1人でも多くこちらのほうに住んでいただく、そして企業に来ていただいて、利用料でその分を賄っていただければ、平均して上下水道利用料というのは個人1件当たりですと6,000円とかになっていると思います。そういうのをふやしていったほうが今後、事業的にこちらのほうは、水道事業のほうはよくなるのではないかという考えのもとに、あと平成5年以来25年経過しているわけでございますが、ある程度拡張のほうのめどがついてきているというふうに認識しておりまして、今回このような決断をさせていただきました。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） もう1点ほどお伺いいたします。改正案の加入金額でございます。大幅な減額というふうなことで呼び水的に、政策的に考えるというふうな今、町長のご説明がございました。加入金というのは財政計画に基づいて当然、増減すべき性格のものでございます。近隣9市町の8区分それぞれの加入金額について、全員協議会の中で説明がございましたが、その中でも結構ばらつきがあるわけなので

す。そして、今回その改正案の改正理由については、その平均額を提示されているわけなんですね。その平均額というふうなことについて、この金額が平均として妥当性というものがあるのかどうか。この点、詳しくご説明願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、改正につきましてなのですけれども、先ほど町長のほうから説明もありましたけれども、これまで平成5年から第4次拡張事業というところによりまして、財源の確保ということで改正を行っておりました。加入金収入につきましては、改正後、震災前までの人口増加、それから震災後では復旧事業等により増加しておりまして、その間、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、事業も順調に進み、現在は管路の維持管理、それから老朽管の更新等、それから耐震化等に事業は推移してございます。

これを踏まえて今回、改正ということなのですけれども、結果としましては、先ほどさきにお渡ししました資料の中で平均も出しました。今回の事業につきましては、平均をとったわけではなく、その平均を参考にして他市町とのバランスを見ながら加入金を考慮したわけなのですけれども、これについては、収入については、これまでの、はっきり言いますと予算ベースでは約半分になります。ただし、これについても歳出の抑制を、抑えながら、ただ、事業は実施していかなければなりませんので、当然補助事業等を十分活用しながら、今後の事業をしていく中で、この数字というのは決めさせていただいたというところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今、価格の質問がございましたが、ちょっとまた別で、29条、次の1項を加えるというふうにございますが、「既に納入した加入金は、還付しない。ただし、町長が正当な理由があると認めるときは、この限りではない」とございます。既に納入した、この還付しない該当、還付することになる場合と、そのような該当しそうな方が今現在いらっしゃるのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問ですけれども、まず還付しないというところなどは、これまでの条文中には文言としてございませんでした。これは水道事業の内規として定められていたということで、今回まずは条文化すると、文章化するということで、今回載せていたものでございます。

これまでは、近々の例に、何かこれまで例とかあったということなのですが、例えば宅地造成の中で、宅地を3つ造成しましたよと。その3つを造成した段階で、水道の加入の申請につきましては、その造成を始める段階でもう既に、その3つだったら3つ分の申請が上がってくるようなことがございます。その中で例えばある方が二筆を買って、1つで使いたいというような事例が起こってきた場合も今まではありませんでした。その中では、既に2つ分の加入を払っておりましたので、1つ分をお返ししたというような事例というのは前にございました。というようなこととございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） わかりました。

もう1点、最後なのですが、督促手数料の徴収を今回明記するということになりましたけれども、なぜ今までなかった、この明記がなかったのか。それで今回、なぜ明記することになったのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） こちらも先ほどの29条と同じような形で、明文化されていなかったのですが、町の条例にのっとって、これについては督促手数料を徴収していたというのが実情でございます。これにつきましては今回、明文化するところで、この条例に加えたものということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 亶理町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号 工事請負契約の締結について（令和元年度
（仮称）亶理町防災備蓄倉庫建設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第21号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第21号をご説明させていただきます。

議案書22ページをごらん願います。

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和元年度（仮称）亶理町防災備蓄倉庫建設工事です。

請負金額が、3億1,658万円。

契約の相手方は、仙建工業株式会社です。なお、落札率は89.66%でした。

工事の概要につきましては、隣の23ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和2年2月7日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店または支店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評定値が800点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、記載のとおり、仙建工業、八重樫工務店、長谷川建設、阿部工務店、北都ハウス工業、阿部春建設、阿部建設の7社でございました。入札回数は1回、工事場所は、亶理町字悠里1番地で、この役場新庁舎の北側になります。

工事内容については、災害発生時等に対応できる防災備蓄倉庫を整備するもので、敷地面積が5,712.14平方メートル、建物規模としては鉄骨づくり平屋建て、984.30平方メートルで、屋根、壁、外構工事等について、記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、26ページ以降に、平面図、立面図等を添付しておりますの

で、ご参照願います。

工期につきましては、令和3年1月31日までと設定しております。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） まず、この設計図面に、予備発電機室が設置になっておりますが、これはまず、予備発電機室は、この建屋の中に、備蓄倉庫に必要なのか、必要あるのかどうか。まず、必要あるというような、つけなくてもいいような議論はなかったのかどうか。その辺をまずお聞きしたいと思います。私は必要ないと思いますが。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この発電機の部屋というか、発電機についてなのですが、震災時、停電が発生したときに、その電力を賄うというもので、どこの部分の電気かといいますと、照明の部分をこの発電機で賄うという計画で入れております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 工事費が3億1,600万何がしですよ。この予備発電、私はね、予備発電機、今課長が答弁したように、この用途が照明だけならば、この庁舎内から配線して、その非常時に使ってもいいのではないか。この莫大な発電機設置の費用がかかると思う、懸念されます。

そこで、必要なんだという観点から質問しますが、この工事費、予備発電機、どのぐらいの容量のものを設置して、工事費はどのぐらい見ているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 発電機の容量としましては20キロVAでございます。この詳細な金額については、ちょっと今計算したものがございませんので、規格としては20キロVAでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 予備発電機を設置すれば、メンテナンス料がかかるんですよ、常設になれば。そうした場合には、どのぐらいの費用頻度が考えられるかわかりません

けれども、まずはもう恐らく予知しがたい。一応有事の際にレンタルで、もしかしたらレンタルのほうが格安でないかと。設備の維持管理費、こういったものを考えれば、使わなくて置いても経年劣化があるわけですから、その辺を私は再考してみたいというふうに申し上げておきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 発電機につきましては、この20キロVAというのはかなり、規格からいたしますと小さいほうでございますので、その分、メンテ費用についてもさほどの金額は発生しないと考えております。あと、震災時、混乱時に発電機をリースしてくれるところ、その調達などに時間がかかるということも想定されますので、ここに常に常備していきたいという計画でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） まず、28ページの東西側立面図を見ますと、屋根は平らようになっていますが、これは勾配はないのかどうか、それをまずお聞きします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 屋根の勾配につきましては、北のほうが低くなっておりまして、南が高いというような勾配になっておりまして、この区間で約60センチほどの高低差をつけて、北のほうを低くしてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 工事請負契約の締結について（令和元年度

(復交) 町道橋本堀添線道路新設 (その3)
工事)

議長 (佐藤 實君) 日程第13、議案第22号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

[議題末尾記載]

議長 (佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長 (大堀俊之君) それでは、議案第22号をご説明させていただきます。

議案書の29ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和元年度(復交)町道橋本堀添線道路新設(その3)工事です。

請負金額が、1億8,328万9,700円。

契約の相手方は、株式会社芦名組です。なお、落札率は80.90%でした。

工事の概要につきましては、次のページ、30ページ、31ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和2年2月14日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている業者です。

入札参加業者は、記載のとおり、芦名組、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、ウジエ道路工業、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、SSスチール開発、保志工務店、横山産業、環境施設の16社でした。入札回数は1回、工事場所については、亶理町吉田字村地内外で、34ページの位置図を参照願います。

工事内容については、幅員11.5メートル、延長340メートルの道路を新設する工事で、盛り土工、排水工、舗装工について記載の仕様により施工するものです。参考として、35ページ以降に全体平面図、標準横断図を添付してございますので、参照

願います。

工期につきましては、令和3年2月28日までと設定しております。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 1,000円単位での同額の入札、こういうこともあるんだなというふうに思いました。今までこの1,000円単位まで同額の入札って過去に何度もあったのか。また、今回この同額の2社なのですけれども、入札の金額の内訳、着工費とか人件費とか仮設費とかあると思うのですけれども、そちらの内訳はどうだったのか。ばらばらだったのかどうだったのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） まず、今回の入札のように同額だった場合、1,000円単位まで同額だったのか、今まであったのかどうかというご質問でございます。大体こちら、入札で同額のためにくじ引きになるようなのが、年間大体四、五回から五、六回ぐらいあるものでございます。そちらの中で同額の1,000円単位でということになりますと、ちょっと確認してみますと、昨年の入札でもそういった1,000円単位で同額のためにくじ引きになったというケースがございます。

それと、2社の内訳ということですが、2社それぞれ積算内訳書、入札の際に提出していただいておりますけれども、その内容については、それぞれやはり金額の計算については積算は違っておりますので、たまたま合計額で一緒になったというような内容かと思えます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 入札参加業者16社中10社が失格と、3分の2が失格であったのですが、この失格になった企業のこの入札金額、こちらを入札結果表に明記することはできないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） こちら失格、今回10社ほど失格になっておりますが、全て最低制限価格、こちらのほうを下回ったことによる失格となっております。ご存じのように、最低制限価格につきましては公表しておりません。その関係もございまして、こちら入札で失格になった業者の入札額についても、現在公表はしていない

ところでは、こちらを公表しますと、やはりそちらの最低制限価格のほうの積算と
いいですか、そちらのほうの数字のほうがちょっとわかりやすくなってしまいう
ということもございますので、そういったことは今のところ考えてございません。以上
です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

1 1 番（森 義洋君） 公表はできないということですね。このような同額の入札があっ
て、10社失格、3分の2が失格という状況の場合なのですけれども、現状は問題が
ないから、そのまま1回の入札で終わっているわけなのですけれども、このように同額
の入札で3分の2が失格といった場合、今までなのですが、2回目の入札を行うと
いうことも今までは検討されたことはございましたか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 入札に関しましては、ルールをもって行っております。その
入札の仕方につきましても事前に公表しておいて行っておりますので、その途中
の経過によって変更するということはございません。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1 番小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） この避難道路の橋本堀添線、ようやくこれで、この工事で橋本堀添
線の全線が終了するのかなというふうに思うわけであります。そこで、使用開始に
ついて、いろいろ今までの経緯を見ていますと、もちろん工事が完了しました、竣
工検査が終わりました。その竣工検査以降、かなりの期間が使用開始までに当たっ
て時間がかかってきたと。今回は、この工事が年度内に終わりますよと。そうした
場合に、竣工検査以降、どのぐらいの期間をもってここを使用開始にする予定なの
か、その考え方。まだ定まっているかどうかわかりませんが、基本的な考え
方をお示し願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この橋本堀につきましては、来年の2月28日まで工期になっ
ておりますので、現在、工期内検査というのをやっております。そこで、検査が終
わって合格して、2月28日を過ぎたら速やかに供用開始というのを考えてございま
す。以上です。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号 工事請負変更契約の締結について（令和元年度互理第5－2号汚水枝線工事）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第23号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第23号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の37ページをごらん願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

工事名は、令和元年度互理第5－2号汚水枝線工事です。

請負金額は、変更後金額が7,175万9,600円であり、1,835万2,400円の減額でございます。

契約の相手方は、田中建材輸送株式会社です。

請負金額の減額が必要となった主な理由につきましては、次の38ページの資料をごらん願います。

本工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業及び町単独事業により、浜吉田北地区の町道・私道に污水管を布設する工事になります。

変更理由につきましては、補助工区であります第1工区で施工を予定していた一部区間において、公衆用道路の一部に私有地があり、公共下水道施設の設置・使用について協議を進めてまいりましたが、地権者からの承諾を得られなかったため当区間を減工するもののほか、単独工区である第2工区において、掘削箇所が砂質土であること、さらには地下水により周辺が崩壊するなど、施工が困難であることから、たて込み簡易土どめに変更する必要があることなどが、今回の変更する主な理由でございます。

なお、工期につきましては、変更前と同じでございます。

39ページに位置図を添付しております。ご参照願います。

以上で議案第23号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号 工事請負変更契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第24号 町道の路線廃止について

日程第16 議案第25号 町道の路線認定について

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第24号 町道の路線廃止について及び日程第16、議案第25号 町道の路線認定についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第24号及び議案第25号について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第24号について説明申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。

議案第24号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のとおり廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、県営圃場整備事業の進捗に伴いまして、道路の位置や起点・終点に変更が生じたことから、現在認定されている14路線を廃止するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号386、路線名砂金下須賀線、起点亙理町逢隈榎袋字砂金57-1地先、終点については荒浜字下須賀19-3地先で、廃止する路線の延長は676.8メートルとなります。場所につきましては、42ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、2番目の路線番号394、蕨水谷地線、起点逢隈蕨字西7-1地先、終点については荒浜字水谷地41-1地先で、廃止する路線の延長は677.2メートルとなります。

次に、3番目の路線番号398、蕨山神線、起点逢隈蕨字天29地先、終点については荒浜字山神22-2地先で、廃止する路線の延長は685.5メートルとなります。

次に、4番目の路線番号414、十三号添線、起点荒浜字青沼46地先、終点については荒浜字上須賀6地先で、廃止する路線の延長は2,425.7メートルとなります。

次に、5番目の路線番号421、上東線、起点逢隈蕨字申101-2地先、終点については荒浜字上東105-6地先で、廃止する路線の延長は743.9メートルとなります。

次に、6番目の路線番号493、鷹野橋篠子橋線、起点逢隈高野字鷹野橋55-1地先、終点については高野字新篠子橋地先で、廃止する路線の延長は969.9メートルとなります。場所につきましては、43ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、7番目の路線番号494、中原谷地中線、起点高野字前原99-4地先、終点

については高野字鳥の海1-1地先で、廃止する路線の延長は1,319.5メートルとなります。場所につきましては、44ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

次に、8番目の路線番号514、五丁目西線、起点荒浜字横山23-1地先、終点については荒浜字東木倉92-24地先で、廃止する路線の延長は531.9メートルとなります。場所につきましては、45ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、9番目の路線番号529、下釣線、起点長瀬字下釣253地先、終点については同じく下釣221-1地先で、廃止する路線の延長は499.3メートルとなります。場所につきましては、46ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

次に、10番目の路線番号534、中釣北線、起点長瀬字中釣179地先、終点については同じく中釣148-1地先で、廃止する路線の延長は835.8メートルとなります。

次に、11番目の路線番号535、中釣線、起点長瀬字中釣250地先、終点については同じく中釣216-1地先で、廃止する路線の延長は621.3メートルとなります。

次に、12番目の路線番号537、上釣北線、起点長瀬字上釣56地先、終点については同じく上釣89-1地先で、廃止する路線の延長は849.2メートルとなります。

次に、13番目の路線番号539、長瀬浜西線、起点長瀬字大橋129地先、終点については長瀬字南原193-86地先で、廃止する路線の延長は1,341.1メートルとなります。

最後に、41ページの14番、路線番号714、路線名大宮上東線、起点亘理町字蔵352地先、終点については荒浜字上東45-3地先で、廃止する路線の延長は750.9メートルとなります。場所につきましては、47ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

続いて、関連がありますので、48ページをお開き願います。

議案第25号 町道の路線認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道の路線認定につきましても、県営圃場整備事業の進捗に伴い、道路の位置や起点・終点に変更が生じたことから、新たに路線を認定するものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号414、路線名十三号添線、起点亘理町荒浜字本郷93地先、終点については同じく本郷76地先で、幅員は3メートルから6メートルで、延長は457.6メートルとなります。場所につきましては、次の49ページに箇所図を掲

載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、路線番号493、鷹野橋篠子橋線、起点逢隈高野字鷹野橋55-1地先、終点については高野字鳥北9-1地先で、幅員は2.1メートルから9メートルで、延長は877.1メートルとなります。場所につきましては、50ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、3番目の路線番号494、前原鳥屋崎線、起点高野字前原99-4地先、終点については高野字鳥屋崎63-1地先で、幅員は5メートルから10.5メートルで、延長は885.1メートルとなります。場所につきましては、次の51ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

最後に、路線番号519、新谷地鳥の海線、起点高野字新谷地87-8地先、終点については高野字鳥の海1-1地先で、幅員は5メートルから6.1メートル、延長は236.4メートルとなります。場所につきましては、52ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いします。

以上で議案第24号及び議案第25号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

議案第24号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号 町道の路線廃止についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたします。

日程第17 議案第26号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更について

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第26号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第26号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更についてご説明申し上げます。

議案書は53ページ、新旧対照表は36ページをお開き願います。

まず、この協議会につきましては、水道水質の安全確保を図るため、水道法に定められた水質検査のほか、原水及び浄水工程の水質試験並びに水道水質に係る調査

研究に関する事務を共同して執行することを目的とし、昭和54年に、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、丸森町の2市3町で設置されたものです。場所については、岩沼市の南長谷にあります玉崎の浄水場内に設置されておるものでございます。

今回の協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の6の規定により、令和2年4月1日から岩沼市外一市三町水道水質検査協議会に蔵王町が加入し、その規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

新旧対照表でご説明いたしますので、36ページをごらんください。

まず、題名を次のように改める。現行「岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約」を「岩沼市外一市四町水道水質検査協議会規約」とする。

第2条、協議会の名称。現行「岩沼市外一市三町水道水質検査協議会」を「岩沼市外一市四町水道水質検査協議会」に改める。

第3条、協議会を設ける市町。現行、丸森町の次に「及び蔵王町」を加える。

議案書の54ページに戻っていただきます。

附則として、この規約は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 岩沼市外一市三町水道水質検査協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び岩沼市外一市三町水道水質検査協議会規約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第27号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第27号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第27号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。別冊でお配りの一般会計補正予算書（第7号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,389万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億6,345万1,000円とするものがございます。

第2条（繰越明許費）です。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（債務負担行為の補正）です。債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条（地方債の補正）になります。地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」によるものとなります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の28、29ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、3月補正予算ということもあり、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものではあります。一部増額となるものもございまして、そういったものを中心にご説明させていただきます。

初めに、2款総務費でございますが、各項にわたり事業費の確定及び確定見込みに係る減額補正が主なものであります。増額補正するものにつきましては、1項6目、細目16復興管理事務経費として、事業が完了した国土交通省所管の復興交付金事業についての返還金として7億8,311万2,000円を増額補正するものであります。

す。

次に、3款民生費をご説明いたしますので、36、37ページをお開きください。

3款民生費につきましては、1項7目障害者福祉費において、自立支援医療（更生医療）給付事業の扶助費への不足見込み額として636万8,000円を追加補正するほか、心身障害者医療費助成事業として213万8,000円を追加補正するものであります。

次に、38、39ページをお開き願います。

2項児童福祉費になりますが、1目細目6子ども医療費支給経費におきましては、子ども医療費助成事業の不足見込み額として601万8,000円を追加補正するほか、細目8障害児福祉事業経費において、利用者の増加から障害児福祉給付費233万7,000円を追加補正するものであります。

続いて、6款農林水産業費のご説明をいたします。

42、43ページをお開きください。

農林水産業費につきましても、事業費の確定または確定見込みによる減額が主なものになりますが、一部追加補正するものにつきましては、初めに1項4目農業振興費になりますが、細目3農業振興事務経費において、強い農業・担い手づくり総合支援交付金210万4,000円、台風19号に係る再生産対策費事業補助金142万3,000円を追加補正するほか、細目31農業復興地域還元事業基金費において、農業復興地域還元事業基金積立金として207万7,000円を追加補正するものであります。

次に、下段6目農地費につきましては、細目9県営農地整備事業費において、事業費の確定から農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金400万円及び農村地域復興再生基盤総合整備事業負担金623万6,000円を追加補正するものが主なものでございます。

次に、46、47ページをお開き願います。

7款商工費の増額補正についてご説明いたします。

1項2目、細目3商工振興事務経費についてですが、空き店舗活用推進事業補助金といたしまして新たに1件の申請があったことから、70万円を追加補正するものです。また、現在の融資状況から、中小企業振興資金保証料補給金を237万3,000円追加補正するとともに、その中小企業振興資金に係る損失補償金として36万6,000円を追加補正するものであります。

続きまして、8款土木費についてご説明いたしますが、土木費につきましては、事業費の確定及び事業費の確定見込みにより減額補正するものになります。なお、4項6目、細目16避難道路新設整備事業費につきましては、今回4億円を超える減額補正を行っておりますが、残りの事業費につきましては、新年度、令和2年度で予算措置しており、計画期間である令和2年度において予定どおり完了する見込みとなっております。

次に、10款教育費についてご説明いたしますが、教育費におきましても、事業費の確定及び確定見込みによる減額補正を行うもののほか、一部増額補正を行うものについてご説明いたします。

52、53ページをお開き願います。

2項1目、細目9小学校の施設整備事業費につきましては、老朽化している逢隈小学校の給水設備の整備について国の補助金が採択されたことから、逢隈小学校給水管改修工事費として4,000万円を増額補正するほか、細目20施設管理経費において、小学校のICT教育の環境整備を図るため、小学校GIGAスクール校内ネットワーク構築業務、いわゆる無線LANの整備に係る委託料として1億2,892万円を増額補正するものでございます。

次に、3項1目、細目7中学校の施設整備事業費になりますが、吉田中学校プール内の塗装が剥離し水が濁ってしまうことから、吉田中学校プール塗装改修工事として352万円を増額補正するものであり、当初、令和2年度の新年度予算での計上も考慮しましたが、新年度の予算措置となりますと、生徒のプール使用時期までに間に合わないことから、今回補正予算として計上するものでございます。また、細目8施設管理経費につきましては、小学校と同様に、中学校GIGAスクール校内ネットワーク構築業務委託料として8,107万円を増額補正するものでございます。

歳出の最後になりますが、12款公債費についてご説明いたします。

56、57ページをお開き願います。

1項1目、細目3地方債元金につきましては、平成20年度に借り入れした臨時財政対策債について、借り入れから10年目で利率の見直しを行うことになっており、利率の見直しを行った結果、利率が下がり、償還方法につきましては元利均等償還としていることから、今回利子が減少し、元金が113万1,000円増額となるものでございます。この利率見直しによりまして、元金の返済額の総額に変更はありません

が、今後、利子償還額が10年間で1,390万円程度減少する見込みとなっております。

以上が歳出予算の説明となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、12、13ページをお開き願います。

歳入の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほか、2款地方譲与税から10款地方交付税などの交付金については、交付額の確定または県・国などからの確定見込み額に基づき、減額または追加補正したものでございます。

特に16ページの10款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税において、歳出における各種復興事業費の確定による減額等に伴い、1億605万円を減額補正するものであります。

次に、12款分担金及び負担金につきましては、16ページ、17ページになりますが、実績に基づく収入見込み額から保育所負担金720万円を減額補正するものであります。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出における事業費の確定等により、追加及び減額補正するものがその主なものであり、14款国庫支出金につきましては1億592万3,000円を追加するとともに、15款、18ページになりますが、県支出金につきましては、記載のとおり498万1,000円を減額補正するものであります。

続きまして、22ページをお開き願います。

18款繰越金につきましては、初めに今回の補正に係る調整財源として財政調整基金繰入金を4,379万7,000円減額補正するものでございます。

次に、歳出における各種復興関連事業の事業費の確定に伴い、震災復興基金繰入金として8,697万9,000円を減額補正するほか、東日本大震災復興交付金基金繰入金として3億7,611万円を追加補正するものでございます。なお、東日本大震災復興交付金基金繰入金については、震災復興基金繰入金と同様に各種復興関連事業の事業費の確定に伴う減額補正のほか、歳出でご説明いたしました国土交通省事業完了に伴う返還金に係る繰入金7億8,311万2,000円の増額補正を含むものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

下段、21款町債につきましては、事業費の減額に伴い、地方創生道整備推進事業

債を580万円減額補正するもののほか、学校教育施設等整備事業債として歳出でご説明いたしました逢隈小学校の給水管改修工事及び小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債を合わせて、1億3,040万円を追加補正するものが主なものでございます。

以上が歳入の主な内容になります

続きまして、繰越明許費についてご説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

繰越明許費につきましては、第2表繰越明許費に記載のとおり、年度内に完了することが難しい復興事業、そして台風19号関連の災害復旧事業、さらには国の補正予算の関係などから、繰り越しせざるを得ない事業など21の事業について、総額6億1,336万9,000円を令和2年度に繰り越すため限度額を設定するものです。

次に、隣のページ、7ページ、第3表債務負担行為補正についてご説明いたします。

債務負担行為につきましては、追加といたしまして、令和元年度農業経営基盤強化資金利子助成に係る令和2年度から令和10年度までの限度額3万9,000円を設定するほか、変更として、避難道路であります町道五十刈線道路改良工事の限度額3億円を4億円に変更するものであります。

最後に、第4表地方債補正をご説明いたします。

先ほど歳入の町債でもご説明しましたとおり、小中学校ICT教育の環境整備を図るため、学校教育施設等整備事業債1億3,040万円を追加補正するほか、変更として、地方創生道整備推進事業債及び林業施設災害復旧事業債について、それぞれ借入限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じであります。

以上で議案第27号 亘理町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 29ページでございます。2款1項6目復興管理事務経費の中で、復興交付金の事業完了に伴う国費返還金ということでございますが、事業着手率が100%を超えていると。そうした場合に、復興計画があと1年残すところでございますけれども、これは事業完了した、多分執行残等の返還というふうに思われる

わけですけれども、亶理町の全体を通して交付された事業全額の返還に当たる分は、何%分が返還されるのか。

それと、その下の移住支援事業費、この一極集中是正ということでの地方への担い手不足対策のために、U・I・Jターンによる起業・就職を創設するということで設けられたものでございますけれども、これまでどのように取り組みをして100万円を減額したのか。

また、45ページでございます。6目農業費の20節の公有財産費、鳥の海灣防災緑地整備事業費3,891万円減額されております。用地の取得が、事業計画からしてされなかったということでの理解で、この金額が残ったということでございますけれども、この辺の理由をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） それでは、まず復興交付金関係の返還に関することになりまして、今回7億円を超える金額を返還する形となっております。こちらにつきましては、さまざまな国交省関係の事業の完了検査等を終わったものについて、事業が完了したものについて返還するものになります。

今回返還するものの主なものにつきましては、防災集団移転促進事業関係、それぞれ中野団地、亶理江下、舟入北等々いろいろやっておりますけれども、そういったものの返還金のほか、主なものとしては防災公園整備事業、こちらは荒浜と吉田に整備したのになりますけれども、そういったものが完了したということで返還した内容となっております。

全体的なものとしてというお話がありましたけれども、そちらにつきましては、現在、今回の補正後で令和2年度の当初予算で繰り入れを予定しているものを除きますと、残額が大体26億円弱ぐらいの交付金が残る形となっております。そちらについては今後、返還するようになるのですけれども、その中身につきましては、大体10億円ぐらいが国交省関係のハード分での戻す分、そのほか住宅再建の利子助成関係で10億円ほど、また防集関係で土地を売り払った部分がございますが、そのお金もその中に入っておりますので、6億円ぐらいがその中から返す予定となっております。

次に、移住支援事業関係でございますが、昨年度から始まった国の事業に亶理町でもやっているわけなのですけれども、この結果といたしまして、昨年の12月ま

でに移住された方が県内で5名ほどいらっしゃいます。仙台市が3名、栗原市が1名、七ヶ宿が1名ということで、実績的には県内でも5件しか発生しなかったということで、町のほうでもいろいろ取り組んではおりますけれども、残念ながら町のほうでは該当者が出なかったということになっています。

今回減額した理由につきましては、こちらに引っ越しまして、登録した企業のほうに勤務して3カ月を経過して初めて補助金が該当するということになりますので、こちらも3カ月という期限がもう切れている関係から、令和元年の分については減額補正したという内容となっております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 6款の鳥の海湾防災緑地整備事業、こちらの減額の理由なのですが、こちらは新海岸地区、長瀬の新海岸地区の買収なのでございますが、予定の買収地は全て買収済みということで今回減額をさせてもらったわけですが、その減額の理由なのですが、買収価格、地目が宅地雑種地になりますが、不動産鑑定を参考にしたその単価が、当初予定していた価格よりも単価が下がったということで、今回減額ということでございます。買収につきましては、予定用地は全て買収は終わっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 移住支援のほうでございますけれども、町に対して取り組み、県内では5名ほどの該当者がおられたと、あったということでございますけれども、町内に対して、これはみやぎ移住サポートセンターに登録をして、それから移住された地域に、例えば亘理町に來れば亘理町でそこを補助していくということになると思うのですが、これの問い合わせ等があったのかどうか、亘理町に行ってもいいよみたいな、そういう問い合わせがあったのかどうかと、あと緑地防災公園のほうでございますけれども、予定地が全部買収したと。単価が下がって残額が出たということですが、鳥の海湾整備は今年度も、今年度もというか、令和2年度も買収していく予定であれば、この残額分を先行で用地買収ということはできなかったのかどうか。そこについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、移住支援事業関係についてになりますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、宮城県のセンターのほうに連絡があつてこちらにとい

う形になろうかと思えますけれども、定期的に宮城県に関して問い合わせがあったケースについては、随時こちらに連絡が来るのですけれども、残念ながら亶理町を希望するという方のお話はなかったということでご報告させていただきます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） その緑地関係の土地買収につきましては、現在のところ、予定地は全て令和元年度で完了しております。残りというのが、現在進めております吉田東部2期の圃場整備地区内の一部を、関係することから、残りの最後の吉田川の東端といいますか、そちらの部分が残っておりますが、まだ圃場整備も完了していないことから、一応用地買収につきましては、今のところ令和元年度でまず一旦終了ということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 47ページ、7款1項2目商工振興費でございます。右のほうで説明、空き店舗活用推進事業補助金70万円、まずこれ業種、物販なのか飲食店なのか、これが1つ。というか、あわせてどこに出店されるのか。まずそれをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 空き店舗の活用推進補助金でございますけれども、まず1件が飲食店でございます。もう1件が美容室ということで、失礼いたしました。1件の先ほど言った飲食店のほうは、12月でもう既に補正しております。失礼しました。1月分です。3月ですね、美容室でございます。場所につきましては、このすぐ近くの役場の前、悠里館から真つすぐ来た、前に喫茶店のあった場所でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3番（高野 進君） 1店ということですね。家賃は月5万円までかな、その内訳、70万円の内訳。家賃が幾ら補助で、備品等ですかね、その他、それが幾らなのか。70万円の内訳。お願いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 家賃につきましては、3カ月分でございます。あと、店舗改修費につきまして、これは満額で80万円の予定でございます。その70万円の補

正につきましては、これまで交付決定しておりましたものの差ですね、その請差が出ていますので、そちらの分を差し引いた額で合計で70万円というふうに出しております。

今回、新規で補正する分につきましては、先ほど申しました店舗改修費と、あと賃料ですね、賃貸料、そちらの3カ月分でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） ちょっとぴんとこないのですが、家賃は3カ月分の補助で、差額が、70万円の内訳を聞いているのですが、前の飲食店のも含んでいるような、そんな話がありますが、どうですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 70万円の補正につきまして、これまで合計で3つのお店のほうに、3つの事業所のほうに補助してまいりました。そちらに対して、今度新しく、先ほど言った美容室の分を追加しますと、合計で金額が423万6,000円かかるわけです、合計で。これまでの現在の予算額に対しまして、70万円足りないのので、その70万円を今回補正するという中身でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17 番（鈴木邦昭君） 53ページの3項1目の学校管理費の中の7節施設整備事業費、ここに工事請負費の吉田中学校プール塗装改修工事というのがございます。352万円。ここで先ほどの説明で、水が汚れるというような説明がありましたけれども、この水が汚れるということと、プール塗装の改修工事の関係をちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） プール内の塗装が剥がれて、それでちょっとプールの水が白濁してきている状態でございます。それで、もう一度塗装し直すということでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17 番（鈴木邦昭君） あと1点、このプールはモルタルか、それともアルミか、これだけ教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） モルタルですね。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 3点ほどします。ページ数から言えば、43ページの農業振興経費、この中でこの事業のいろいろ、担い手とか、次世代とか、そういう面で減額されているようですけれども、大きな金額ですね。なぜこの減額がされるようになったのか。

あと、公園管理、49ページ、公園管理費の減額も1,500万円、こんなに減額される理由は何なのか。

あと、53ページの幼稚園就園奨励費の約2,000万円、この減額の理由について伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 初めに、6款の農林水産業費の農業振興事務経費、こちらで補助金関係で大きく減額になっているものということで、質問にあった担い手確保・経営強化支援事業補助金、まずこちらからご説明いたしますと、こちらは国の事業によりまして、当初、コンバイン、そのコンバイン用の附属機械等を計画で、もちろん計画どおり導入しましたが、その際に、当初予定していた価格よりも大分請差が出たと。発注後に請差が出まして、この217万円ほど減額ということでございます。当初は934万円ほどで予定していたのですが、717万5,000円となったということで、この217万円減額という結果になったわけでございます。

続きまして、その下の互理町農業次世代人材育成投資事業補助金、こちらはご存じのとおり、就農された方の経営支援資金制度でございます。8名で当初1,200万円ほど、満額で150万円、年間150万円の8名で1,200万円ほど予算を計上しておいたわけなのですが、確定ということで、こちらは所得があればその分が減っていく支援事業でございます。

その中でもお二方、8名の方、お二方が所得が上がり、おかげさまで所得が上がりまして、こちらの支援対象外となって、全くゼロになった農家がお二方いらっしゃいます。そちらが一番大きいのですが、そのほかにも所得に応じて減額になった方がお二方、そして申請上どうしても上半期と下半期に分かれるわけなのですが、下半期になった方が3名いらっしゃいます。そして、そのほか最後の1名の方だけ、1人だけが150万円満額となって、そういう関係で今回644万5,000円が減額となったという内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 公園管理経費についてご説明申し上げます。公園の維持管理につきましては、年間の作業としまして、草刈りや芝刈り、花壇や植栽下で機械が使えないところの草とり、また樹木や生け垣の剪定や消毒、園内、トイレの清掃など複数の作業を行っております。その作業ごとに予算と実際の作業にかかった経費におきまして、それぞれに残額が生じたもの、また今年度におきましては、台風・長雨の影響で、どうしても地盤のほうが緩く、中に入れない時期がございました。そのため、通年の作業回数よりも減らしている箇所がございましたことも影響しております。

そのほかに大きな原因としましては、悠里公園の樹木管理などにおきまして、見積徴収の結果、こちらは請差が約500万円出ているということもございまして、これらを含まして合計したものを今回減額補正させていただいたものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） まず、教育費の中で減額した私立幼稚園就園奨励費補助金でございますけれども、これが制度が変わりまして、昨年10月からこの私立幼稚園就園奨励費補助金、これ自体がもう既になくなりました。ですので、今回の3月で減額補正するというものでございます。

そして、昨年9月の定例会のときに、子ども未来課のほうで新たな制度ができましたので、そちらはそちらで予算措置をしているというようなこととなります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 農業振興経費のほうの次世代については、大変結構なことだと思いますね。収入が多くなって交付金の対象にならなくなったと、支援金の対象にならないと、そういうのをいっばいつくってもらえれば、まだまだ町としては、農業関係としてはよろしいことだと思いますけれども、どんどんやってください。

あと、公園管理費について申し上げますけれども、私も実際足を運んで悠里公園を見てきました。だけれども、実際管理されているというような感じがしない。荒れている。それで、こんなに減額するということは、要するに管理不行き届きという感じがします。やはりこういう経費があるのであれば、減額するくらいの経

費があるのであれば、対象物の公園をきちっと管理するべきだと思います。よく現場に足を運んで公園管理、見てきてください。私は見てきました。芝生は剥げているし、草はぼうぼうだしね。亙理公園も同じだ。そういうところをきちっとして、遊びに来る人たちに快適な公園として利用してもらえるように管理するべきだと思います。

あと、幼稚園奨励費はわかりました。1つ追加して申し上げますけれども、先ほど佐藤正司議員、移住支援事業ですか、サポートセンターに届け出て、サポートセンターから連絡がないからないというような形じゃなくて、自分の町からアプローチして行って、どうぞ来てください、こういう条件がそろっています、そういうものをそろえてからこそ初めて移住者というのは来るのであって、ただ単に登録していたから相手に選ばれて来るなんていうのでは、これは到底来るような人はいません。ちゃんと条件をそろえ提示して、こういう条件がそろっていますから来てくださいと、そこまでやらないと、こんな事業はいつまでたたって毎年減額するようになる。そこら辺まで管理も体制的に整えてほしいと思います。それらについて答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、先ほどの移住支援金関係のお話ですけれども、ちょっと私の説明が足りなかったので申しわけございませんでした。こちらはサポートセンターのほうにも、町のほうから亙理町の情報等を当然提供しております。その中で残念ながらこういう形に今回、こういう形で亙理町を選んでいただける方がいなかったということがございますので、これからも引き続きそちらのほう、やっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 維持管理のほうが徹底されていないということのご指摘をいただきました。来年度におきましては、そのようなことがないように維持管理のほうを適正に努めてまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 来年ないと言うけれども、これは3年ぐらい前にも一般質問しているんですね。公園管理について。そのときは、してすぐ造園業者にやって、芝生の張りかえとか、亙理公園なんかは本当にすごくきれいになったのですけれど

も、あと旧館公園も、これもまだまだ汚いな。言われるとすぐに直すけれども、修理するけれども、経過年数たつと、すぐまただめになって、これは自然って生き物だよ、やはり植物というのはね。そういうのをよく経過を見て、そこを管理して初めてきれいになっているのであって、提供する以上は、金を取っている公園なんていうのもあるのだから、皆さんのところで管理していただきたいなと思います。

あと、今企画財政課長が言った、来年はやりますと言うけれども、実際どのような条件をそのサポートセンターに提供しているのか、亶理町としてね。移住の方々に対して。その辺がわからない。どういう条件を提示して亶理町へどうぞ言っているのだから。その辺をきちっと、ちょっと説明してください。以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 亶理町のほうから情報提供という形でさせていただいているのですけれども、サポートセンターのほうには、ただ、内容的には亶理町のパンフレットであったり、亶理町の状況というものをお願いしているという内容となっております。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和元年度亶理町一般会計補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第28号 令和元年度亶理町国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第28号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第28号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず、初めに別冊の令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただき、1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,044万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,096万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに、歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正は、2款の保険給付費になりますが、1月末までの支払い実績を勘案しますと、当初の積算ベースを上回る見込みとなりましたので、それに対応するため、2款1項1目一般被保険者療養給付費1億643万3,000円から5目の審査支払手数料60万9,000円まで合計で1億1,044万3,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、今年度分といたしましては、単純に歳出に対応して全額交付金として算出されますので、4款1項1目保険給付費等交付金の普通交付金1億1,044万3,000円を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和元年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は午後2時10分といたします。休憩。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20 議案第29号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第29号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） それでは、令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算書1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719万2,000円とするものとございます。

歳入からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 利子及び配当金でございますが、これは基金の積み立てによる利子
でございます、1 万 3,000 円を追加するものでございます。

次に、5 款 2 項 1 目 奨学金の貸付金収入ですが、見込みによる額ということで 131
万 6,000 円を追加補正するものでございます。

続きまして、次の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1 款 2 項 1 目 奨学貸付金につきましては、額の確定
により 183 万 9,000 円を減額補正するものでございます。

そして、次の 3 項 1 目につきましては、歳入歳出を差し引きまして、歳入超過が
316 万 8,000 円ございますので、これを基金へ積み立てをするというものでございま
す。

以上で説明を終わります。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第 29 号 令和元年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1
号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 令和元年度亙理町奨学
資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 3 0 号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補
正予算（第 5 号）

議 長（佐藤 實君） 日程第 21、議案第 30 号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計
補正予算（第 5 号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算書（第5号）をご準備ください。

1ページをお開きください。

議案第30号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ139万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,696万円とする。

第2条（繰越明許費）

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条（地方債の補正）

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

2款2項1目流域下水道事業費139万8,000円の減額補正でございますけれども、こちらは阿武隈川下流流域下水道建設負担金の額の確定によるものでございます。

次に、戻りまして、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

7款1項1目流域下水道建設負担金の確定に伴い、流域下水道債130万円を減額補正するものです。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出の事業費の確定額と起債額の調整額分として9万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表繰越明許費、下水道事業費、公共下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業ほか1事業で、合計で9,067万4,000円の限度額を設定するものでございます。

第3表地方債の補正、変更、流域下水道事業債を130万円減額し、限度額を1,140万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様というところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 令和元年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第31号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算
(第6号)

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第31号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第31号についてご説明を申し上げますので、令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第6号）をご準備いただきたいと思います。

初めに、1ページをお開きください。

議案第31号 令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第6号）。

令和元年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところに

よる。

第1条（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,443万9,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。

2款1項3目居宅介護サービス計画給付費につきましては、利用者の増によりまして105万7,000円を増額補正するものでございます。

5款1項1目基金積立金につきましては、歳入歳出差し引きによりまして、歳入超過が生じるために507万6,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

3款1項1目介護給付費負担金30万1,000円の増、その下、2項1目調整交付金7万5,000円の増、4款1項1目介護給付費交付金40万6,000円の増及び5款1項1目介護給付費負担金18万8,000円の増、さらには次のページ、8款1項1目介護給付費繰入金18万8,000円の増、これらにつきましては、いずれも歳出におけます保険給付費の増によりまして、それぞれの負担割合で補正するものでございます。

8ページに戻っていただきまして、3款2項6目542万1,000円の増額ですが、これは保険者機能強化推進交付金、この交付金の額が決定したものであるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和元年度互理町介護保険特別会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 令和元年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第6号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第32号 令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第32号 令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第32号 令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。別冊の予算書をご用意願います。

初めに、1ページをお開きください。

令和元年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入予算の補正）

歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

今回の補正につきましては、繰越金の額が確定したことによる歳入予算の補正を行うものでありますが、補正後の総額は変わらず3億172万円となるものでございます。

それでは、ご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開きください。

まず、3款1項1目繰越金でございますが、先ほど申し上げましたとおり、額が確定したことから296万6,000円を追加補正するものであり、同時に1款1項1目一般会計繰入金を繰越金と同額の296万6,000円減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 令和元年度工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和元年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第43号 農業委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第43号 農業委員会委員の任命についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第44号 農業委員会の委員の任命についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたしますのは、農業委員15名のうち1名が令和元年8月31日をもって辞任したことに伴い、その欠員を補うため、次の者を農業委員会委員に任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

本籍、住所とも亙理町逢隈中泉字沼添41番地、氏名は、遠藤圭一、生年月日は、昭和44年9月11日生まれ、50歳でございます。

遠藤氏の学歴、職歴につきましては、経歴書に記載のとおりでございますが、農業に関する経歴といたしましては、平成25年11月に就農され、平成31年1月に亙理町認定農業者に認定されております。

遠藤氏は、リンゴと水稻の栽培に熱心に取り組み、農業経営の健全化に努められております。また、温厚な性格で地域からの人望も厚く、若い農業経営者として期待されているところでございます。なお、今回の任命につきましては、前任者の残

任期間であります令和3年1月28日までとなります。

以上となりますが、遠藤氏は農業委員として最適任であると考えておりますので、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第43号 農業委員会委員の任命についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第43号 農業委員会委員の任命についての件はこれに同意することに決しました。

日程第25 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第3号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第3号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の57ページをお開き願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年1月21日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次の58ページをごらんください。専決処分書になります。

令和元年度亘理第5-1号污水枝線（その1）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、隣の59ページの資料をごらん願います。

改めまして、工事名につきましては、令和元年度亘理第5-1号污水枝線（その1）工事になります。

変更契約年月日が、令和2年1月21日。

請負金額は、変更後金額が5,864万4,300円であり、82万8,300円の増額となっております。

なお、契約の相手方は、株式会社斎藤工務店です。

本工事については、亘理町吉田字大塚地内に污水管を布設する工事になります。

今回の変更理由につきましては、第1工区の一部を当初計画のとおり推進工法で施工を進めたところ、砂質土と想定していた土質が、途中から玉石まじりの土質に変化し推進が滞ってしまったことから、れき質土用のヘッドに交換する必要があるなど、増工したことが主な理由となっております。

工期につきましては、変更前と同じであります。

61ページに位置図を添付しておりますので、参照願います。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第3号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第26 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第26、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第4号、工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の62ページをごらん願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年2月3日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の63ページをごらん願います。

平成30年度亘理第5－1号汚水枝線（その4）工事（繰越）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、次の64ページの資料をごらん願います。

工事名が、平成30年度亘理第5－1号汚水枝線（その4）工事（繰越）になります。

変更契約年月日が、令和2年2月3日。

請負金額は、変更後金額が1億4,662万4,500円であり、277万4,200円の増額になります。

なお、契約の相手方は、株式会社斎藤工務店になります。

本工事については、亘理町吉田字下新道地内ほかに汚水管を布設する工事になります。

今回の変更理由につきましては、汚水管布設の線路延長が618.1メートルのところ、第1工区から第4工区までのそれぞれの工区において線路延長が増減したこと、さらには第4工区において、田んぼに隣接した町道で試掘を行った結果、地下水位が高く砂質土であるため、水中ポンプでの水かえでは対応ができなかったことから、施工時の安全を重視し、ウェルポイント工を増工したことなどが、増額になった主な理由であります。

なお、工期につきましては、変更前に同じでございます。

66ページに位置図を添付しておりますので、参照願います。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第4号 専決処分の報告についての説明が終わりました

が、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時34分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 熊田 芳子